

資料編

里庄町男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、及び事業者の責務と教育の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項に基づいて行わなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の様々な施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、それぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 男女が互いの性に関して理解し合い、性と生殖に関する事項について互いの意志が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策を推進するに当たり、国、県、町民及び事業者と相互に連携を図り、協力して取り組むよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 町民は、町が行う男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動と家庭における活動その他の活動を両立して行うことができ、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、町が行う男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な言動その他性的な嫌がらせにより、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為
- (3) 配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、第16条に規定する里庄町男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよ

う、適切な措置をとるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第10条 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第11条 町は、男女共同参画の推進について町民及び事業者の理解を深めるため、積極的に広報活動及び啓発活動を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第12条 町長その他の執行機関の長は、その設置する審議会、委員会その他これに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱するときには、積極的改善措置を行うことにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談の対応)

第13条 町長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する要因による権利侵害に関する相談を受けた場合には、関係機関と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第14条 町長は、第8条第3号に規定する権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第16条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、里庄町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること

3 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 学識経験を有する者

(3) 事業者及び関係団体から推薦された者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

- 4 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている里庄町男女共同参画基本計画は、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年里庄町条例第16号)の一部を次のように改正する。

上下水道事業運営審議会委員	日額	5,000円	を
---------------	----	--------	---

上下水道事業運営審議会委員	日額	5,000円	に改める。
男女共同参画推進審議会委員	日額	5,000円	

里庄町男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、里庄町男女共同参画推進条例（平成24年里庄町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第2条 条例第13条の規定による相談の申出をしようとする者は、相談申出書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第3条 里庄町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 前項の場合において、会長が当該会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

別記様式（第2条関係）

相談申出書

年 月 日

里庄町長 様

（申出人） 住 所
氏 名
電話番号

男女共同参画推進条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申し出ます。

相談の趣旨及び理由	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> 相談している <input type="checkbox"/> 相談していない 相談等をしている場合は、具体的に記入してください。 （1）相談先 （2）相談の状況及び結果
配慮を望む事項等	

里庄町男女共同参画推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、里庄町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 男女共同参画社会の推進に関する企画及び調整に関すること。
- （2） 具体的取組方策の総合的検討に関すること。
- （3） 前号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、会計管理者及び各課長（課長相当職を含む。）をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（事務局）

第5条 本部に関する事務を処理するため、事務局を企画商工課に置く。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

里庄町男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

役 職 名	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	青木 耕治	里庄町子育て支援ボランティアフレンズ
委 員	岡 生子	主任児童委員
//	岡崎 紀子	岡山県男女共同参画推進センター 所長
//	佐藤 正徳	扶桑薬品工業株式会社 岡山工場工場管理課 課長
//	佐藤 芳江	公募委員
//	杉田 幸枝	こずえ会 会長
//	田原 直樹	里庄中学校校長 里庄小中学校校長会 会長
//	豊田 直子	里庄セミナー～なぎさ～
//	馬場 辰巳	人権擁護委員
副 会 長	山田 恵津子	里庄町婦人会 会長

第3次里庄町男女共同参画基本計画策定の経緯

開催日時		内容
平成29年 (2017年)	11月15日 ～ 11月29日	里庄町「男女共同参画に関する町民アンケート調査」の実施
	12月4日 ～ 12月8日	里庄町「男女共同参画に関する事業所ヒアリング調査」の実施
	11月27日 ～ 12月14日	庁内ヒアリングの実施
平成30年 (2018年)	1月12日	平成29年度 第1回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第3次里庄町男女共同参画基本計画について 策定スケジュール・策定までの流れ ○町民アンケート調査結果の報告および現状・課題 ○第3次里庄町男女共同参画基本計画（骨子案）について
	1月12日 ～ 1月29日	里庄町各種関係団体等へのヒアリングの実施
	2月5日	平成29年度 第2回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第3次里庄町男女共同参画基本計画（素案）の検討について
	2月8日 ～ 2月22日	パブリックコメントの実施
	3月8日	平成29年度 第3回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第3次里庄町男女共同参画基本計画（最終案）について ○第3次里庄町男女共同参画基本計画（概要版）について